

第44号議案

指定管理者の指定の件（神戸市立さざんか療護園）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

令和2年6月11日提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 公の施設の名称

神戸市立さざんか療護園

2 指定管理者

徳島県徳島市名東町1丁目93番地1

社会福祉法人みらい

理事長 天満 英子

3 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

理 由

神戸市立さざんか療護園の指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。

## 神戸市立さざんか療護園の指定管理者の指定等について

### 1. 公の施設

名称：神戸市立さざんか療護園  
所在地：神戸市西区井吹台北町5丁目2番地

### 2. 指定管理者

社会福祉法人 みらい  
代表者 理事長 天満 英子  
(徳島県徳島市名東町1丁目93番地1)

### 3. 指定期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日

### 4. 債務負担行為

運営にかかる経理については、指定管理者からの請求に基づいて神戸市から支給される介護給付費及び指定管理者と利用者とのサービス利用契約に基づき支払われる施設利用料、食事の提供費用その他日常生活に要する利用料金収入によるため、指定管理料の支出はなく、債務負担行為は生じない。

### 5. 選定までのスケジュール

令和元年10月15日(火)～10月25日(金)	応募要領の配布
令和元年11月5日(火)	応募者説明会の開催
令和元年11月11日(月)	現地説明会の開催
令和元年11月12日(火)～11月18日(月)	質疑受付期間
令和元年12月16日(月)～12月25日(水)	応募提案の受付
令和2年2月27日(木)	保健福祉局指定管理者選定評価委員会

### 6. 選定理由

神戸市立さざんか療護園の指定管理者選定にあたって、4団体から応募がありそれぞれ具体的な提案をいただいた。保健福祉局指定管理者選定評価委員会において、応募者から提出を受けた提案書類について、当該施設を管理運営するにあたって、事業計画、運営体制、地域との関わり、新たなサービスの付加等の選定基準に基づいて総合的に評価し選定を行った。

その結果、運営体制、新たなサービスの付加等の面で、指定管理者としての業務遂行能力を有し、特に診療所開設の提案は他施設にない機能であり、さざんか療護園の利用者や家族会からも医療サービスはニーズの高い提案であることから、最適であるとして候補者を選定した。

### 7. 評価項目・評価結果

審査項目	審査の視点	配点	候補者	次点者	A	B
申請者に関する項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体運営における理念、方針</li> <li>・障害者支援施設等運営実績</li> <li>・安定した運営基盤を有していること</li> <li>・コンプライアンスの推進・環境への配慮</li> <li>・申請者は市内団体かどうか</li> </ul>	17	13	16	10	14
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該施設運営の理念・方針</li> <li>・管理運営方針の的確性、明確性</li> </ul>	14	13	13	8	9
運営体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相当の知識及び経験を有する者の確保及び従事が可能な人員配置、体制</li> <li>・施設管理・保守点検</li> <li>・苦情処理体制、虐待防止対策の策定等</li> </ul>	25	21	19	14	14

収支計画	・必要な経費が計上され、実現可能性があるか	10	7	8	5	6
地域との関わり	・地域交流の具体性	6	4	5	3	2
新たなサービス付加	・提案内容の具体性・実現可能性 ・利用者のサービス向上に資する提案か、新規事業に具体的収支計画は認められるか	28	25	17	16	11
合 計		100	83	78	56	56

8. 応募団体（申請順であって評価順ではない）

- ・社会福祉法人緑水会
- ・社会福祉法人祉友会
- ・社会福祉法人神戸明輪会
- ・社会福祉法人みらい

施設の概要

施設 の 名 称	神戸市立さざんか療護園
施設 の 所 在 地	神戸市西区井吹台北町5丁目2番地
施設 の 設 置 目 的	神戸市立さざんか療護園は、重度の障害をもつ方（主に肢体不自由の方）に、施設で自立した生活が送れるよう日中活動の場としての「生活介護」と住まいの場としての「施設入所支援」を一体的に提供いたします。また、居宅で生活されている障害のある方が短期間施設を利用できる「短期入所事業（空床利用型）」も運営しています。利用者の意向を尊重し、基本理念を基準とする個別支援計画に基づいた日常介護（食事、入浴、排泄等）や創作的活動（西洋陶芸、木工等）等のサービスを提供するとともに、利用者自治会やボランティアと充実したレクリエーション活動（行事、外出支援、障害者スポーツ、喫茶タイム等）を実施することにより社会参加を推進し、明るく楽しい生活が出来るように支援します。
施設 の 内 容	<p>施設の種別 障害者支援施設（施設入所支援、生活介護） サービス事業所（短期入所）</p> <p>利用対象者 障害支援区分4以上の方（50歳以上は区分3以上）</p> <p>定 員 50名</p> <p>施設の規模 敷地面積 4,635.89㎡ 延床面積 3,694.35㎡</p> <p>構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建</p> <p>築年月日 平成24年2月</p> <p>そ の 他 入所者の方の障害支援区分等・・・資料1</p>
休 館 日	<p>障害者支援施設 管理者がその管理運営上特に必要があると認める日</p> <p>サービス事業所 ① 日曜日及び土曜日 ② 国民の祝日に関する法律に規定する休日 ③ 12月28日から翌年の1月4日までの日（②に掲げる日を除く。）</p>

	<p>④ ①から③に掲げるもののほか、管理者が特に必要 があると認める日</p> <p>指定管理者は、サービス事業所の管理運営上特に必要 があると認めるときは、①から③にかかわらず、こ れらの日に開館することができる。</p>
開館時間	<p>障害者支援施設 常時</p> <p>サービス事業所 午前9時から午後5時</p>
使用料	<p>① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以 下「障害者総合支援法」という。）第29条第1項に規定する指定障 害福祉サービス等に要した費用に相当する額（同項の規定による介護 給付費又は訓練等給付費の支給がある場合にあっては、その支給額を 控除した額）</p> <p>② 障害者支援法第29条第1項に規定する特定費用のうち市長が必要 があると認めるものの額</p>
施設パンフレット	別紙のとおり

【資料1】入所者の方の障害支援区分等

①入所者障害支援区分 (令和2年4月1日現在)

区分	6	5	4	3	合計
人数	23	10	10	1	44

②入所者年齢別・男女別

	～40	41～50	51～60	61～70	71～	計
男性	0	7	7	7	4	25
女性	2	1	5	7	4	19
合計	2	8	12	14	8	44

機能訓練器具



<アクセスマップ>



(公共交通機関)

神戸市営地下鉄「西神南駅」より、市バス46系統乗車、「サイエンスパーク北」又は「井吹台東町5丁目」バス停下車、徒歩約3分

(自動車)

阪神高速北神戸線「前開」インター下車、約5分

〒651-2244

神戸市西区井吹台北町5丁目2番地  
神戸市立さざんか療護園

電話 (078) 991-5586

FAX (078) 991-5587

障害者支援施設

神戸市立さざんか療護園

(生活介護、施設入所支援、短期入所)



神戸市立さざんか療護園は、重度の障害をもつ方（主に肢体不自由の方）に、施設で自立した生活が送れるよう日中活動の場としての「生活介護」と住まいの場としての「施設入所支援」を一体的に提供いたします。また、居宅で生活されている障害のある方が短期間施設を利用できる「短期入所事業（空床利用型）」も運営しています。

利用者の意向を尊重し、基本理念を基準とする個別支援計画に基づいた日常介護（食事、入浴、排泄等）や創作的活動（西洋陶芸、木工等）等のサービスを提供するとともに、利用者自治会やボランティアと充実したレクリエーション活動（行事、外出支援、障害者スポーツ、喫茶タイム等）を実施することにより社会参加を推進し、明るく楽しい生活ができるように支援します。

## 施設の概要

施設の種別 障害者支援施設

利用対象者 障害支援区分4以上の方（50歳以上は区分3以上）。  
短期入所（空床利用型）は障害支援区分1以上の方。

定員 50人

施設の規模 敷地面積 4,635.89㎡

鉄筋コンクリート2階建 延床 3,694.35㎡

経緯 平成24年5月8日、当地に新築移転。

前施設は、昭和51年7月1日に西区玉津町水谷397-5に開設された。

施設の特徴

- ・居室は原則個室ですが、個室になじまない方のために間仕切を開放して2人部屋とすることができます。
- ・障害に合わせた様々な形態のトイレや特殊浴槽、また温冷配膳車により、暖かい食べ物は暖かく、冷たいものは冷たいまま提供いたします。
- ・多目的室（行事や機能訓練等）や陶芸室、リビングスペースなどで、利用者さんの創作的活動等を支援します
- ・太陽光発電設備や屋上緑化により、地球環境にやさしい施設をめざします。

### 入所までの流れ

#### 1) 利用の対象となる方

- ・重度の障害がある（主に肢体不自由）方で、障害福祉サービス受給者証をお持ちの方（障害支援区分4～6の方、50歳以上は区分3～6の方）
- ・胃ろう・経管栄養等、医療的措置等の必要のない方

#### 2) 申し込み方法

当園へ直接連絡ください。相談を受けさせていただきます。その後、入所希望があれば、入所申請書等をお送りいたしますので、必要書類とともに、当園へ提出してください。

#### 3) 申請書受理と面接調査

申請書類一式の受理後、日程調整の上、面接調査（介護状況や身体の状態、生活状況等の調査）をさせていただきます。

#### 4) 入所の判定

「申請書類一式」と「面接調査の結果等（当園嘱託医の意見）」をふまえて、入所判定会議を開催します。ご希望に添えない場合もあります。

入所が決定された方は、西神戸医療センター（当園嘱託医）で受診していただきます。

## ■ さざんか療護園の基本理念 ■

- ・個人を尊重し、その人らしい生活を支援します。
- ・良質な福祉サービスの提供により、安全・安心で快適な生活を支援します。
- ・地域社会とともに、利用者の社会参加を支援します。

生活の場 利用者居室



太陽光発電パネル



さまざまな形態のトイレ



入浴に全介助が必要な方の浴槽



介助を受けて入浴できる方の浴槽

